

◎新潟県告示第530号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項の規定により準用する第10条の6第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称を変更する指定試験機関
財団法人建築技術教育普及センター
- 2 変更後の名称
公益財団法人建築技術教育普及センター
- 3 変更する年月日
平成25年4月1日